

電力買取料金メニュー定義書

【太陽光買取プラン】

2026 年 9 月 1 日実施

東京ガス株式会社

目次

1	適用期日	2
2	定義	2
3	適用条件	2
4	電力量料金単価	2
5	料金計算方法.....	3
6	電力買取料金の支払期日等	3
7	適用期間	4
8	太陽光買取プランの定義書の変更および廃止.....	5

この電力買取料金メニュー定義書【太陽光買取プラン】（以下「太陽光買取プランの定義書」といいます。）は、当社の太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下「電力受給契約要綱」といいます。）にもとづき、発電者から当社が電力を受電するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、太陽光買取プランの定義書に定める単価等の料金やその金額は、全て非化石価値等および消費税等相当額を含みます。

1 適用期日

太陽光買取プランの定義書は、2026年9月1日より適用します。

2 定義

次の言葉は、太陽光買取プランの定義書において、それぞれ次の意味で使います。なお、電力受給契約要綱に定義される言葉は、太陽光買取プランの定義書においても同様の意味で使います。

(1) 支払い金額

算定された1か月の料金を複数月分まとめ、直後の支払期日までに当社が支払う金額をいいます。

3 適用条件

太陽光買取プランの定義書にもとづく電力買取料金メニュー（以下「太陽光買取プラン」といいます。）は、電力受給契約要綱にもとづき、発電者が再生可能エネルギー買取制度を満了した太陽光発電設備または当社が別途認める非FIT太陽光発電設備を連系し、自ら消費する電力を除いた電力を当社に供給し、当社がこれを受電する場合のメニューとします。

4 電力量料金単価

1か月の電力量料金の単価は、電力受給契約要綱20（受給電力量の算定等）(1)に定める当月の受給電力量により、次のとおりとします。

1キロワット時につき	10.5 円
------------	--------

5 料金計算方法

- (1) 電力買取料金の計算は、次のとおりとします。

$$\text{電力買取料金} = \text{受給電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

ただし、付帯メニューを適用する場合はその適用条件等を料金計算へ反映します。その場合の適用条件等は付帯メニュー定義書によります。

- (2) 別段の定めがない限り、2以上の付帯メニューを同時に適用することはできません。2以上の付帯メニューにお申し込みいただいた場合は、最も新しいお申し込みにかかる付帯メニューのみを適用し、お申込み時点で既に適用されている他の付帯メニュー定義書があるときは、当該他の付帯メニュー定義書の適用を廃止します。

6 電力買取料金の支払期日等

- (1) 発電者に支払う電力買取料金は、支払い金額を確定させたうえで支払期日までに支払います。
- (2) 支払方法は、電力受給契約要綱 22（料金の支払方法）によります。
- (3) 支払い金額の確定は以下の通りとします。
- ① 初回の支払い金額は、受給開始日の属する月を1か月目とし、6か月目までの算定された料金を合算し、支払い金額として確定させます。
 - ② 以降、算定された1か月の料金を6か月ごとに合算し、支払い金額として確定させます。
 - ③ 適用される電力買取料金メニューまたは付帯メニューが変更となる場合は、変更月以降は変更後の料金メニューを適用のうえ、別段の定めがない限り、引き続き6か月ごと（変更前の料金メニューにおいて異なる取り扱いがなされていた場合は、変更月から6か月ごと）に合算し、支払い金額として確定させます。
 - ④ 電力受給契約が解約または廃止等により消滅した場合は、消滅前の電力受給契約による料金のうち、お支払いしていないものの全額を支払い金額として確定させます。

- (4) 支払期日は、支払い金額の確定に用いた最後の計量日が属する月の、翌々月末日とします。
- (5) (4)の支払期日が日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日および 1 月 4 日、5 月 1 日、12 月 29 日および 12 月 30 日（以下「当社が定める休日」といいます。）の場合には、その直後の当社が定める休日でない日を支払期日とします。

【参考】

前月	1 カ月	2 カ月	3 カ月	4 カ月	5 カ月	6 カ月	7 か月	8 カ月

7 適用期間

- (1) 太陽光買取プランの適用開始日は、電力受給契約要綱 6 (1)（受給契約の申込み）に定める受給契約のお申込みの場合には、電力受給契約要綱 10（電力受給の開始）(1)に定める受給開始日とします。
- (2) 太陽光買取プランの適用期間は、(1)に定める適用開始日から適用開始日以降に到来する 4 月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。
- (3) (2)に定める適用期間の満了に先だって、太陽光買取プランの変更のお申込みがない場合は、満了日の翌日からその後到来する 4 月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合において、受給条件が変更となるときは、受給条件の説明等を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

受給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。

8 太陽光買取プランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、太陽光買取プランの定義書を変更する場合には、電力受給契約要綱 4(要綱等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、太陽光買取プランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

以上